

各国の農業保険制度について

— フランス・スペイン・ギリシャ・アメリカ —

国際領域上席主任研究官 吉井 邦恒

1 EUの農業保険制度について

EUでは、市場・貿易の自由化の進展、気候変動等により、農業者が直面する農業収入減少リスクへの関心が高まっており、そのためのリスク管理手段の1つとして農業保険が注目されるようになってきています。

EUにおける農業保険に関する助成として、国家助成（State Aid）に関するEU規則に基づき、加盟国が自らの財源により原則50%（一定要件の下で80%）までの保険料補助を行うことができますが、EUからの助成は行われません。しかしながら、2008年の共通農業政策のヘルスチェックにおいて、2010年から2012年までの3年間について、加盟国の選択により単一支払い制度に関する財源の一部を農業保険への助成に使用することが認められ、加盟国とEUの拠出分をあわせると保険料の65%まで補助できるようになりました。フランスがこの新たな助成を活用しています。

(1) フランス ……………



フランスでは、1964年以降、農業災害に対しては、政府と農業者が拠出するFNGCA（全国農業災害保証基金）を活用して、発生の都度法令を定めて災害支払いを行う方式で対応してきました。このような方式を農業保険に切り替えていくため、2005年から民間保険会社が提供する複合危険保険に対して保険料補助（年により25～45%）

が行われてきました。2010年からは、EU助成を利用して保険料補助率が65%に引き上げられます。現在、穀物で30%程度の面積加入率を2013年には60%程度まで引き上げることが目標とされています。また、カナダや豪州にならった災害対応のための積立金制度が設けられており、農業保険とのセットでの活用が進められつつあります。

(2) スペイン ……………



スペインでは、1978年に官民協同で農業保険を実施するシステムが構築され、EUで農業保険が最も発達・普及しています。スペインの農業保険制度の特徴の1つは、民間保険会社（現在27社）が出資・設立したAGROSEGUROが唯一の元受保険会社となって、出資保険会社を通じて保険商品を一元的に販売していることです。面積加入率は穀物で70%、果樹で40～50%ですが、主産物のオリーブは災害に強いため加入率は10%程度となっています。

(3) ギリシャ ……………



ギリシャでは、1963年から義務加入方式により農業被害に対する保証が行われています。農業保険に関する業務は、国の執行機関であるELGA（ギリシャ農業保険機構）が引受から保険金の支払いまですべてを担当しています。保険対象は、任意加入の施設園芸、家きん及び豚以外のすべての作物や家畜であり、加入者は対象作物の販売額の3%、対象家畜の販売額の0.5%を、税金

の形で強制的に徴収され、それが保険料としてELGAへ支払われることになっています。保険収支は非常に悪く、負債が巨額となっていることから、スペインに類似した保険システムへの変更が検討されているようです。



2 アメリカの農業保険制度について

アメリカでは、1938年に農業保険制度が創設されました。現在は、自然災害等による収量の減少を保証する作物保険と、収量の減少または価格の低下による収入の減少を保証する収入保険が実施されています。主要作物では面積加入率が80%を超えており、中でも、とうもろこし、大豆、小麦については、加入面積に占める収入保険の割合は7～8割となっています。

収入保険のうち、穀物・油糧種子・綿花については先物価格を用いて収入額の計算を行います。果樹については過去の平均収入額に基づく保証となっています。また、家畜を対象とした価格保険やマージン保険（販売価格と飼料代等の投入費用の差の減少を保証）も実施されています。

農産物価格を反映して農業保険の保証価格も高止まりしており、保険料補助・運営費用補助等の財政負担が大きくなってきています。次期農業法（2012年農業法）の検討では、農業保険制度の重要性は認識されつつも、その改革が主要テーマの1つとなると思われます。